

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、仕事と育児の両立に関する職員の意向を聴取すること及び職員の子や各家庭の状況に応じた配慮をすることが義務付けられたため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第14条及び第20条関係

改正に伴う所要の文言整理を行う。

(2) 第19条関係

職員に「柔軟な働き方を実現するための措置」の制度等の周知をすることとその利用の意向を確認すること及び子や各家庭の状況に応じた職員の個別の意向に配慮することを定める。

3 施行期日等

(1) 附則第1条関係（施行期日）

施行期日は、令和7年10月1日とする。

(2) 附則第2条関係（経過措置）

この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる旨などを定める。